

## 三鷹チラシポスティング訴訟勝訴報告会レジュメ (2021. 02. 23)

弁護士武内更一、弁護士遠藤憲一

### 判決

- 2019年7月17日 第一審 武蔵野簡易裁判所 「原告の請求を棄却する」  
2020年2月27日 控訴審 東京地方裁判所 「本件控訴を棄却する」  
2020年9月23日 上告審 東京高等裁判所 「本件上告を棄却する」  
2021年1月22日 特別上告審 最高裁第二小法廷 「本件上告を棄却する」

### 判断理由

#### 第一審

- (1) 「「エントランスのドアに「関係者以外立入禁止」との表示があったとしても、エントランスホールに立ち入ったことが不法行為に当たるとは認められない。」
- (2) 「「(郵便受けに)チラシ投函を拒否する旨原告の意思が表示されていたのであるから、原告の意思に反したものと認めることはできるけれども、チラシ1枚が投函されたことによって不法行為上の慰謝料を発生させるほどの精神的苦痛が生じたとは認められない。」

#### 控訴審

- ① 「「本件チラシを控訴人の郵便受けに投函した行為は、明示的に示された本件マンションの管理組合の意向及び控訴人の意思に反する行為であるが、そのような意向ないし意思に反する行為だからといって、直ちに違法であるということとはできず、当該行為が違法になるか否かについては、その行為の態様が、社会通念上一般に許容される受忍限度を超える侵害をもたらすものであるか否かによって判断すべきである。」
- ② 「「本件チラシの投函行為は、物理的な強制力を用いたものではなく、立ち入った範囲も住民が居住する区域ではなく玄関部分であって、配布されたチラシの内容・分量も上の程度（一見して市議会議員の活動報告とわかる。紙1枚。）であることに鑑みると、一般的に受ける不利益の程度も、社会的に受忍し得る限度を超えるものではない」
- ③ 「「建造物侵入罪の成立を認めた最高裁判例の事案とは、建造物への立入りの態様が異なる。」

## 適法性の判断基準

その行為の態様が、社会通念上一般に許容される受忍限度を超える侵害をもたらすものであるか否かによって判断すべき

→受取人の意向や意思のいかんにかかわらず、客観的な行為態様で判断される。

## チラシポスティング行為の具体的な適否

### 内容

○政治活動、自治会活動、住民運動、市民運動など社会通念上許容されるもの。

### 分量

○1枚なら問題なし。上限は？・・・社会通念上の受忍限度内かどうかで判断。

### 態様

○共同住宅の鍵のかかかっていない共用部エントランスホールに立入り、集合郵便受けに投函する行為。

(管理組合・管理者による「関係者以外立入禁止」の表示があっても可)

(郵便受けの表面に「チラシ投函禁止」等の表示があっても可)

○共同住宅の外部に設置された集合郵便受けに投函する行為。

○戸建て住宅等の公道に面した郵便受けに投函する行為。

## 不法行為となる(おそれのある)行為

×共同住宅の居住区域に立ち入り、住居のドアポストに投函する行為。

(立川テント村事件判決、葛飾マンション事件判決)

×物理的強制力を用いること。

(管理者や相手方の物理的制止を押し切って郵便受けに投函する行為など)